

## 凡 例

○調査期日の表示がないものは、原則として平成25年4月1日現在のものです。

### 【市町村コード】

○総務省により設定されている「全国地方公共団体コード」によるものです。

### 【地域指定】

○地域指定は下記に基づく指定です。

地方拠点都市	「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」
過疎	「過疎地域自立促進特別措置法」
準過疎	「三重県準過疎地域自立促進要綱」
辺地	「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」
山振	「山村振興法」
離島	「離島振興法」
特定農山村	「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」
農工	「農村地域工業等導入促進法」
中部圏	「中部圏開発整備法」
近畿圏	「近畿圏整備法」
半島	「半島振興法」
リゾート	「総合保養地域整備法」

### 【組織】

○「①議会・首長等」表中、（ 期）の数字は当選回数です。なお、市町村が新設合併した場合は、旧市町村の長として当選していた場合でも、旧市町村での当選回数は加算していません。

### 【面積・人口】

- 「②人口及び世帯数」のうち、老年人口割合は、全人口に占める65歳以上の人の割合です。
- 「②人口及び世帯数」のうち、年少人口割合は、全人口に占める15歳以下の人の割合です。
- 「②人口及び世帯数」のうち、外国人住民数は、全人口に占める、住民基本台帳に登録されている外国人住民の割合です。

### 【財政】

- 「①当初予算」の「普通建設事業費県営等」には県営事業負担金・同級他団体施行事業負担金・受託事業費を含んでいます。
- 「①当初予算」の「H25年度当初予算」について、※印は、骨格予算編成団体を示しています。印のない市町は、「通常予算」編成団体です。
- 「①当初予算」の「対前年度伸率」は、「H25年度当初予算」は「H24年度当初予算」と、「H24年度当初予算」は「H23年度当初予算」と、「H23年度決算」は「H22年度決算」と、それぞれ千円単位で比較して算出しています。
- 歳入、歳出の各項目は、主なものを掲載しているため、各項目を合算した数値と計の欄の数値が一致しない場合があります。
- 市町総括表における実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、税の徴収率については加重平均で、財政力指数、経常一般財源比率、実質収支比率は単純平均です。

### 【産業】

○「就業人口」については、分類不能の産業があるため、「第1次」、「第2次」及び「第3次」を合算した数値と「計」の欄の数値が一致しない場合があります。

### 【公共施設整備状況】

○「体育施設」は「体育館数、野球場数、陸上競技場数、プール数」の合計値です。

### 【教育】

○（ ）は市町立以外を内数表記しています。一部事務組合立は市町立に含んでいます。

### 【福祉】

○（ ）は市町立以外を内数表記しています。一部事務組合立は市町立に含んでいます。

### 【医療】

○「一般診療所」、「歯科診療所」については、特定職域の従業員の診療を目的として、事業所内に設けられた診療所等は除いた施設数を記載しています。

## 資料出典一覧

項目		資料
職員	全職員数	平成24年度地方公共団体定員管理調査
	一般行政内訳	平成24年度地方公共団体定員管理調査
面積	総面積	平成24年度「全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省 国土地理院）
	耕地	第58次「東海農林水産統計年報」（東海農政局統計部）
	宅地	平成24年度「土地に関する概要調書報告書」評価総地積
	森林	平成23年度版「森林・林業統計書」（三重県農林水産部森林・林業経営課）
人口世帯数	H22. 10. 1	平成22年国勢調査
	H17. 10. 1	平成17年国勢調査
	H25. 4. 1	三重県戦略企画部統計課調（平成25年4月1日現在）
老年人口割合		三重県戦略企画部統計課調（平成24年10月1日現在）
年少人口割合		三重県戦略企画部統計課調（平成24年10月1日現在）
外国人住民割合		三重県環境生活部多文化共生課調（平成24年12月末現在）
有権者数		「選挙人名簿登録者数（平成25年3月2日現在）」（三重県選挙管理委員会）
財政		平成23年度地方財政状況調査（決算統計）
		平成23年度決算に基づく健全化判断比率一覧表
		平成24年度当初予算等に関する調
		平成25年度当初予算等に関する調
産業	総生産	平成22年度三重県の市町民経済計算中平成20年度産業別市町内総生産
	就業人口	平成22年国勢調査
公共施設整備状況		平成23年度市町村公共施設状況調査（総務省自治財政局）
教育		平成24年度学校基本調査
福祉		「三重県社会福祉施設名簿（平成24年4月現在）」（三重県健康福祉部福祉監査課）
		福祉行政報告例（第1表）（三重県健康福祉部地域福祉国保課）
医療		平成23年医療施設調査（厚生労働省）

## 公共施設の整備比率算式

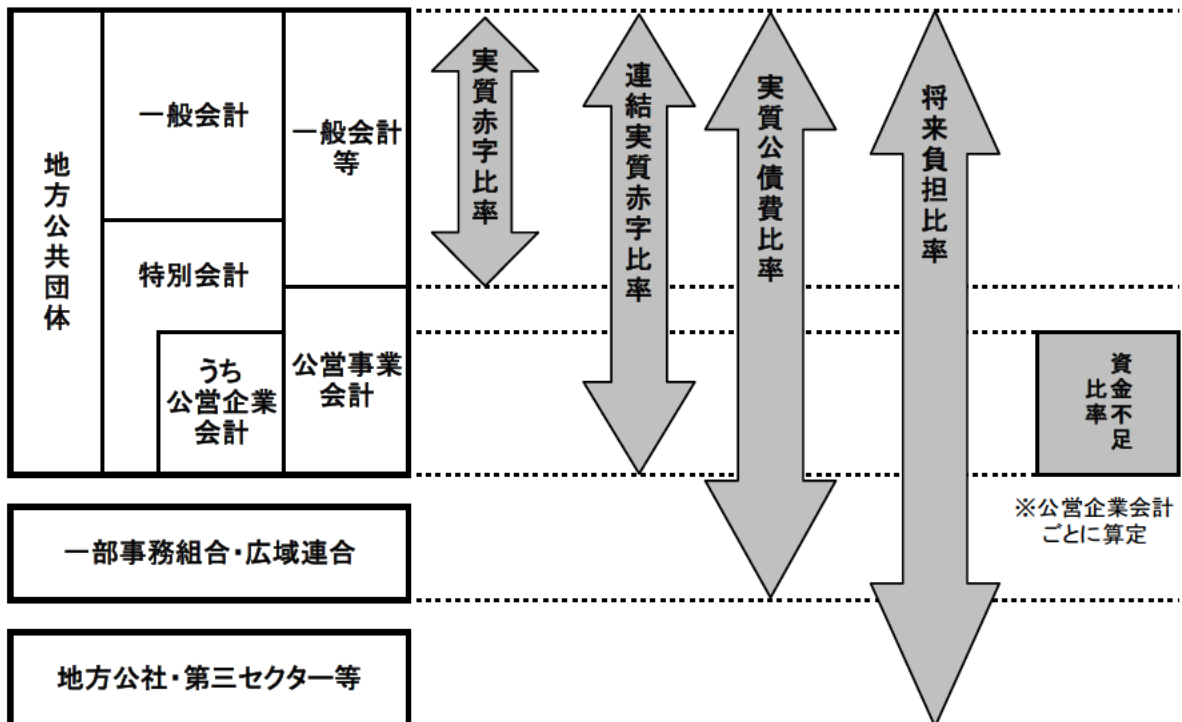
項目	算式
都市公園等面積 (人口1人当たり)	$\frac{\text{全公園面積（市町村立＋その他）}}{\text{住民基本台帳人口}}$
下水道普及率（％）	$\frac{\text{現在処理区域内人口（公共下水道＋農業集落排水施設＋漁業集落排水施設＋林業集落排水施設＋簡易排水施設）＋処理人口（コミュニティ・プラント＋合併処理浄化槽）}}{\text{住民基本台帳人口（外国人住民含む）}} \times 100$

## 財政用語ミニ解説

用語	定義・見方	算式
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示す。	{ (基準財政収入額各種譲与税 (消費譲与税を除く) - 交通安全対策特別交付金) × 100/75 + 各種譲与税 (消費譲与税を除く) + 交通安全対策特別交付金 } + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額
財政力指数	当該地方公共団体の財政力を表す指標。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該年度を含む過去3カ年の平均値をいう。「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされ、「1」を超えると普通交付税の不交付団体となる。	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$ の3カ年平均
經常收支比率	財政構造の弾力性を測定する比率。人件費、扶助費、公債費等の義務的經常經費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした經常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど、普通建設事業等の臨時的經費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。一般に町村にあつては75%、都市にあつては80%を超える場合には、財政構造の弾力性が失われつつあるといわれている。	$\frac{\text{經常經費充当の一般財源の額}}{\text{經常一般財源}} \times 100 (\%)$
經常一般財源比率	当該地方公共団体の歳入構造の弾力性を示す指標。標準財政規模に対する經常一般財源の割合。この数値が「100」を超える度合いが高ければ高いほど經常一般財源に余裕があることを示しており、歳入構造は弾力的であることを示す。	$\frac{\text{經常一般財源収入額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
実質收支比率	標準財政規模に対する実質收支額の割合で、良好な財政運営を行っているかどうかを示す指標。実質收支額が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で示される。	$\frac{\text{実質收支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
実質収支	決算収支を表すもので、累年による黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整として適度の剰余も考えられる。	(歳入 - 歳出) - 翌年度へ繰越すべき財源
実質単年度収支	単年度収支のなかには実質的な黒字要素や赤字要素が含まれており、これらを控除した単年度収支が、実質的にどのようになったかを示す。	当該年度実質収支 - 前年度実質収支 + 基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 基金取崩し額 (財政調整基金)

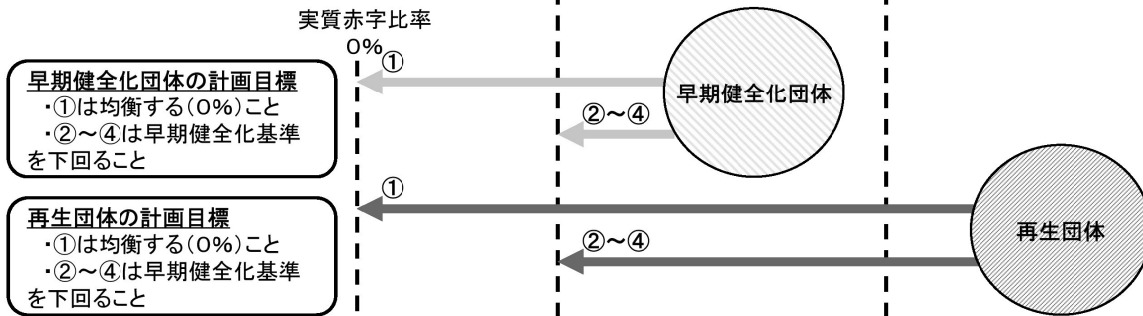
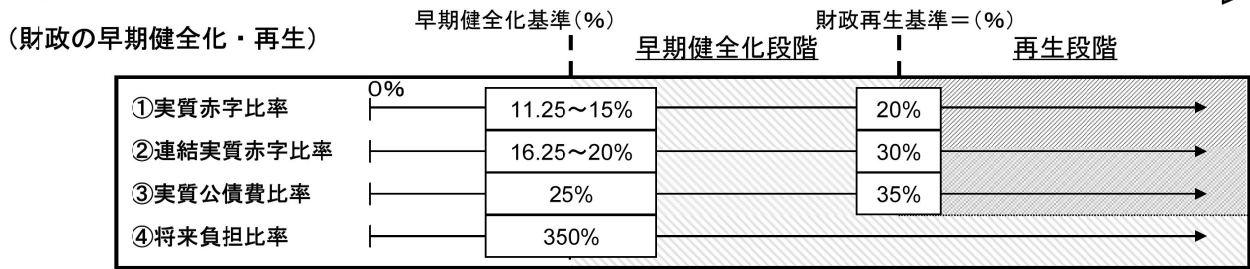
用語	定義・見方	算式
財政健全化判断比率指標	<b>実質赤字比率</b> 当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
	<b>連結実質赤字比率</b> 公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
	<b>実質公債費比率</b> 当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{公債費に係る単位費用分}} \times 100 (\%)$
	<b>将来負担比率</b> 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{公債費に係る単位費用分}} \times 100 (\%)$

【参考】財政健全化判断比率等の対象について



# 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ(市町村)

財政悪化



(※)連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準(市町村は40%→40%→35%)が設けられている。

## (公営企業の経営健全化)

